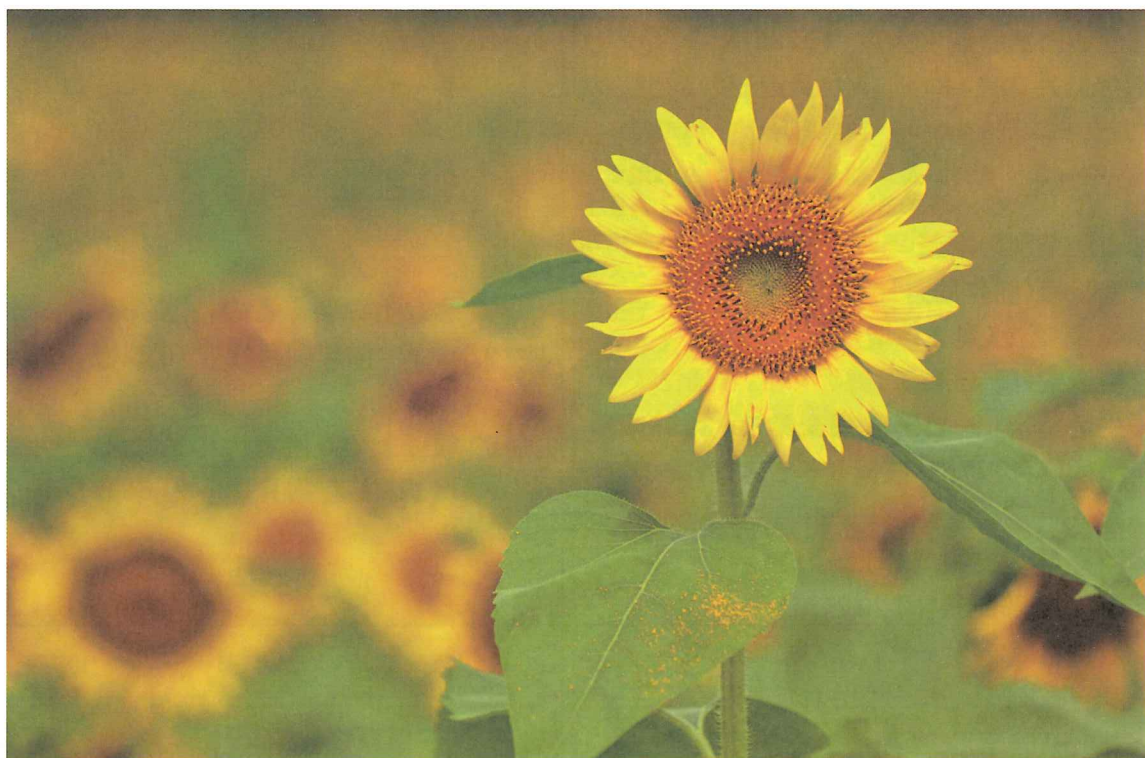


いばらき

第460号

雇用ニュース

2020年8月



写真提供者：ひたちなか市 櫻井 志好氏

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 「えるぼし認定企業」として「社会福祉法人 山水苑」へ認定通知書を交付しました！ . . . 3
- ・ 「くるみん認定企業」として「マルイアドバンス株式会社」へ認定通知書を交付しました！ . . . 3
- ・ 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主への認定制度を始めました！ . . . 4
- ・ 民間の企業・教育機関の皆様へ 求職者支援訓練を開講しませんか？ 5
- ・ 令和3年3月新規高等学校卒業者の採用をご検討されている求人者の皆様へ！！ . . . 6
- ・ 離職証明書の作成に当たっての留意事項
～新型コロナウイルス感染症の影響により離職した場合～ 7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

令和2年6月 有効求人倍率 1.30 倍

「県内の雇用情勢は、改善の動きが弱まっている。」

求人が求職を上回って推移しているが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を注視していく必要がある。

新規求人の動き

- ① 雇用形態別新規求人数 15,729 人
前年同月比 11.8%減 7か月連続の減少
- ・フルタイム 9,490 人 前年同月比 13.6%減
 - ・パートタイム 6,239 人 前年同月比 9.0%減
- ② 主要産業別の増減
- 増加: 建設業(前年同月比 2.3%増)
医療,福祉(同 2.1%増)
- 減少: 製造業(同 42.4%減)
生活関連サービス業,娯楽業(同 39.9%減)
学術研究, 専門・技術サービス業(同 33.9%減)
教育,学習支援業(同 29.1%減)
運輸業,郵便業(同 20.2%減)
宿泊業,飲食サービス業(同 13.4%減)
サービス業(他に分類されないもの)
(同 10.6%減)
情報通信業(同 10.6%減)
卸売業, 小売業(同 3.4%減) 等

新規求職の動き

- ① 雇用形態別新規求職者数 9,488 人
前年同月比 17.9%増 6か月ぶりの増加
- ・フルタイム 5,987 人 前年同月比 18.4%増
 - ・パートタイム 3,501 人 前年同月比 17.0%増
- ② 年齢別の状況(常用求職者)
- ・34歳以下の若年者の申込状況
2,661 人 前年同月比 10.8%増
 - ・60歳以上の高齢者の申込状況
2,114 人 前年同月比 21.6%増

茨城県の有効求人倍率 全国順位

茨城県 1.30 倍 前月に比べて 0.06 ポイント低下 (全国 7 番目)
全国 1.11 倍 前月に比べて 0.09 ポイント低下

雇用保険取扱状況

雇用保険受給資格決定件数	3,092 件	前年同月比	53.8%増	7か月連続の増加
雇用保険受給者実人員	10,183 件	前年同月比	41.7%増	10か月連続の増加
雇用保険被保険者				
資格取得者数	14,268 件	前年同月比	19.0%増	2か月連続の増加
資格喪失者数	9,136 件	前年同月比	2.3%減	2か月ぶりの減少
うち事業主都合離職者数	676 件	前年同月比	41.7%増	2か月連続の増加

(注)雇用保険受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

「えるぼし認定企業」として「社会福祉法人 山水苑」へ認定通知書を交付しました！

～ 日立市役所にて働き方改革推進モデル企業奨励金交付式と合同で実施 ～



茨城労働局長 小奈 健男 理事長 関 國廣氏

茨城労働局は、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定企業」（三つ星）として、令和2年3月17日付けで、社会福祉法人山水苑（日立市、理事長 関 國廣氏）を認定し、認定通知書を交付しました。日立市では初めての「えるぼし認定」になります。

また、当社が認定されたことにより、日立市から、働き方改革への取組を推進した模範的な中小企業であるとして、「日立市働き方改革推進モデル企業奨励金」、二十万円が交付されました。

茨城労働局では引き続き、女性活躍推進に取り組む企業を認定する「えるぼし・プラチナえるぼし認定制度」を広く周知し、認定を目指す企業の取組を支援いたします。



「女性活躍推進法」「えるぼし認定」企業についてお知りになりたい場合は、こちら⇒



「くるみん認定企業」として「マルイアドバンス株式会社」へ認定通知書を交付しました！

～ 日立市役所にて働き方改革推進モデル企業奨励金交付式と合同で実施 ～



代表取締役社長 井上 敬一氏 茨城労働局長 小奈 健男

茨城労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定企業」として、令和2年3月25日付けで、マルイアドバンス株式会社（日立市、代表取締役 井上 敬一氏）を認定し、認定通知書を交付しました。日立市では初めての「くるみん認定」になります。

また、当社が認定されたことにより、日立市から、働き方改革への取組を推進した模範的な中小企業であるとして、「日立市働き方改革推進モデル企業奨励金」、二十万円が交付されました。

茨城労働局では引き続き、子育て支援に取り組む企業を認定する「くるみん・プラチナくるみん認定制度」を広く周知し、認定を目指す企業の取組を支援いたします。



「次世代育成支援対策推進法」「くるみん認定」企業についてお知りになりたい場合は、こちら⇒



茨城労働局雇用環境・均等室 TEL：029-277-8295

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。＊詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

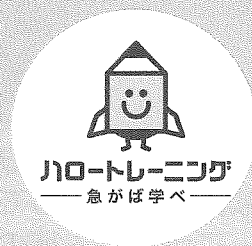
(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020702障01

求職者支援訓練を 開講しませんか？



訓練実施機関を募集しています！

求職者支援制度 とは、

雇用保険を受給できない求職者(※)に対して就職に必要な職業スキルや知識の習得を支援するための厚生労働大臣が認定するハロートレーニング(公的職業訓練)です。

- ・ 受講者は、教育訓練機関とハローワークによる、きめ細やかな就職支援が受けられます。
- ・ 一定の支給要件を満たす受講者には、訓練期間中に受講給付金(月10万円)が支給されます。

※「雇用保険を受給できない方」とは、雇用保険の適用がなかった方、加入期間が足りず雇用保険の給付を受けられなかった方、雇用保険の受給が終了した方、学卒未就職者や自営廃業者の方などをいいます。

ただし、ハローワークが必要と認めた方については、雇用保険受給者でも受講できる場合があります。

◆ 求職者支援訓練の種類

訓練期間2~4か月の間で設定する **基礎コース**と
訓練機関3~6か月の間で設定する **実践コース**の2種類があります。

◆ 申請条件

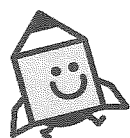
● 訓練実績

☑ 過去3年以内に実施した同期間、同時間程度の訓練実績が必要です。

● 業務運営体制の構築、責任者の配置

講師、施設責任者、就職支援責任者(ジョブ・カード作成アドバイザー又はキャリア・コンサルタント)、苦情処理者、事務担当者(常駐)の配置が必要です。
(一部兼任可能)

※他に教室の面積等の施設・設備等の条件もあります。



ハロートレーニング

訓練実施奨励金 (受講者1人あたりの月額)

訓練が適切に行われ、かつ、支給要件を満たす場合には、訓練実施後に受講者数や雇用保険適用就職率に応じて、労働局から訓練実施奨励金が支給されます。

※詳しい支給要件については、茨城労働局にお問い合わせください。

① 基本奨励金 [求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関に支給されます]

● **基礎コース 6万円** × 受講者数 × 月

● **実践コース 5万円** × 受講者数 × 月

② 付加奨励金(実践コースのみ)

求職者支援訓練の修了者などの就職実績が
一定水準以上である訓練実施機関に支給されます

修了者等の雇用保険適用就職率に応じた額 35%以上60%未満 **1万円** × 受講者数 × 月

60%以上 **2万円** × 受講者数 × 月

③ 保育奨励金(託児サービス支援付訓練に限る)

児童1名あたり**6万6千円**を上限とした実費

【認定申請に関する相談窓口】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部

雇用支援機構 茨城

☎029-221-1192



令和3年3月新規高等学校卒業者の採用を ご検討されている求人者の皆様へ！！

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、県内の高校生の就職活動に多大な影響を及ぼしております。

こうした生徒の不安をできるだけ解消し、生徒の希望・適性にあった就職を実現させるために、求人者の皆様のご協力を賜りたいと考えております。

具体的には・・・

今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒が希望する事業所に応募ができない、面接に応じられないケースが発生する可能性があります。

主なケースとしては

- 生徒本人が感染者となった場合
- 生徒本人が濃厚接触者と判断され
 - ・PCR検査を受けることになった場合
 - ・PCR検査は陰性だったが健康観察中である場合 など

支援策として

以上のように、新型コロナウイルス感染症の影響で応募や面接ができなかった生徒に対して、応募期限の延長及び選考日程の別途設定など、個別の事情に応じたご配慮をお願いします。

求人者におかれましては、採用計画に基づいて採用内定者を早く決定したいことは十分承知しておりますが、生徒を取り巻く環境が非常に厳しい状況であることをご理解いただき、高校生の就職活動につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

茨城県教育庁学校教育部	高校教育課
茨城県総務部総務課	私学振興室
茨城県産業戦略部	労働政策課
茨城労働局職業安定部	職業安定課

離職証明書の作成に当たっての留意事項 ～新型コロナウイルス感染症の影響により離職した場合～

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」に基づき、雇用保険の基本手当の給付日数の延長に関する特例が設けられたことにより、令和2年5月26日以降に離職された方については、特定受給資格者又は特定理由離職者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した場合、給付日数の延長の対象になる可能性があります。

この特例の対象になる可能性がある離職者を把握するため、離職証明書の作成に当たっては、以下の取扱いにご留意願います。

離職証明書の記載について

- ・ 離職証明書の⑦離職理由欄が、「4（2）重責解雇」、「5（2）労働者の個人的な事情による離職」以外であって、
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による離職の場合

▼
具体的事情記載欄（事業主用）に記載した離職理由の末尾に『（コロナ関係）』と記載をお願いします。

（離職証明書 具体的事情記載欄の記載例）

具体的事情記載欄（事業主用）必ず記載してください。

〇〇に伴う離職（**コロナ関係**）

（参考：対象とならない場合）

特例延長給付は、積極的に求職活動を行っている方が対象となります。

そのため、次の①～④のいずれかに該当する場合は、特例延長給付の対象となりません。

- ① 所定の求職活動がないことで失業認定日に不認定処分を受けたことがある場合
- ② やむを得ない理由がなく、失業認定日に来所しなかったことにより不認定処分を受けたことがある場合
- ③ 雇用失業情勢や労働市場の状況などから、現実的ではない求職条件に固執される方等
- ④ 正当な理由なく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、指示された公共職業訓練を受けること、再就職を促進するために必要な職業指導を拒んだことがある場合



茨城県雇用関係主要指標

年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高年齢者	求人全数	求職全数		
29年度月平均	19,542	4,219	15,140	9,141	2,979	1,684	54,694	36,467	3,134	7,277
30年度月平均	19,672	4,302	15,171	8,855	2,756	1,809	55,994	34,566	2,929	7,001
元年度月平均	19,036	3,870	14,993	8,550	2,505	1,926	54,463	34,386	2,741	7,444
31年4月	18,568	3,985	14,583	11,109	3,097	3,058	54,050	36,534	3,184	6,468
元 年 5	18,892	4,153	14,506	9,208	2,680	2,111	52,816	36,500	2,905	7,275
6	17,835	4,224	13,384	8,050	2,402	1,738	52,484	35,117	2,929	7,184
7	19,321	4,150	14,985	8,569	2,554	1,865	53,178	34,741	2,767	7,635
8	19,726	3,923	15,554	7,826	2,523	1,519	54,365	34,106	2,396	7,646
9	18,394	4,063	14,135	8,356	2,548	1,630	54,787	34,373	2,715	7,498
10	21,340	4,415	16,697	8,651	2,641	1,902	56,124	34,698	2,893	7,555
11	19,366	3,639	15,559	7,102	2,147	1,488	55,613	33,223	2,571	7,603
12	17,315	3,458	13,706	6,241	1,839	1,334	54,907	30,840	2,240	7,738
2年1月	20,214	3,716	16,326	9,100	2,568	2,084	54,456	31,923	1,980	7,992
2	20,054	3,314	16,606	9,188	2,515	2,114	55,797	34,282	2,424	7,259
3	17,404	3,403	13,871	9,202	2,545	2,272	54,977	36,297	3,884	7,477
2年4月	14,325	3,120	11,059	9,557	3,329	2,789	46,346	35,423	2,449	7,063
5	14,935	2,984	11,789	7,458	1,977	2,064	42,310	34,260	1,684	8,090
6	15,729	3,182	12,273	9,488	2,661	2,114	42,687	35,971	2,320	10,183
7										
8										
9										
10										
11										
12										
3年1月										
2										
3										

年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
29年度月平均	2.14	2.29	1.50	1.54	8.2	4.8	▲ 7.1	▲ 4.7	▲ 5.1	▲ 4.5	▲ 8.3	▲ 5.6	183	2.7
30年度月平均	2.22	2.42	1.62	1.62	0.7	0.9	▲ 3.1	▲ 4.4	▲ 6.5	▲ 6.2	▲ 3.8	▲ 0.9	166	2.4
元年度月平均	2.23	2.42	1.58	1.62	▲ 3.2	▲ 5.4	▲ 3.4	▲ 2.6	▲ 6.4	▲ 8.3	6.3	3.8	162	2.4
31年4月	2.21	2.44	1.60	1.63	▲ 4.8	▲ 0.3	▲ 4.1	▲ 4.2	▲ 5.4	▲ 7.8	10.7	6.6	176	2.4
元 年 5	2.34	2.40	1.62	1.62	4.2	▲ 2.5	▲ 8.0	▲ 6.6	▲ 11.5	▲ 11.5	▲ 1.2	▲ 0.3	165	2.4
6	2.23	2.38	1.63	1.61	▲ 6.6	▲ 4.2	▲ 5.4	▲ 2.3	▲ 7.2	▲ 7.9	1.3	2.1	162	2.3
7	2.20	2.37	1.61	1.59	▲ 3.8	2.5	1.6	6.5	▲ 3.2	▲ 0.1	0.8	2.1	156	2.3
8	2.29	2.43	1.62	1.59	3.2	▲ 5.9	▲ 8.9	▲ 8.9	▲ 11.3	▲ 10.5	▲ 2.5	4.4	157	2.3
9	2.21	2.35	1.59	1.58	▲ 4.2	▲ 1.5	1.6	7.2	▲ 2.4	▲ 0.6	2.7	4.4	168	2.4
10	2.32	2.43	1.62	1.58	▲ 2.9	▲ 4.0	▲ 9.5	▲ 7.6	▲ 8.3	▲ 8.0	0.6	0.2	164	2.4
11	2.34	2.38	1.61	1.57	0.1	▲ 6.7	▲ 7.6	▲ 5.4	▲ 6.8	▲ 10.0	7.3	1.5	151	2.2
12	2.22	2.44	1.60	1.57	▲ 2.0	2.1	3.7	4.0	▲ 8.8	▲ 5.6	16.8	8.1	145	2.2
2年1月	2.12	2.04	1.56	1.49	▲ 9.6	▲ 16.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 12.1	▲ 13.8	18.5	6.2	159	2.4
2	2.15	2.22	1.51	1.45	▲ 4.6	▲ 13.5	▲ 0.6	▲ 6.2	▲ 11.3	▲ 15.6	10.4	3.6	159	2.4
3	2.15	2.26	1.47	1.39	▲ 6.2	▲ 12.1	▲ 1.0	▲ 3.0	6.5	▲ 8.6	15.9	6.7	176	2.5
2年4月	1.96	1.85	1.41	1.32	▲ 22.9	▲ 31.9	▲ 14.0	▲ 10.2	▲ 23.1	▲ 26.9	9.2	1.0	189	2.6
5	2.14	1.88	1.36	1.20	▲ 20.9	▲ 32.1	▲ 19.0	▲ 14.5	▲ 42.0	▲ 40.7	11.2	3.0	198	2.9
6	1.75	1.72	1.30	1.11	▲ 11.8	▲ 18.3	17.9	16.5	▲ 20.8	▲ 20.2	41.7	25.8	195	2.8
7														
8														
9														
10														
11														
12														
3年1月														
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高年齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 5. 令和元年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。